

船舶インシデント調査報告書

平成31年2月20日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（機関故障）
発生日時	平成30年1月3日 11時30分ごろ
発生場所	沖縄県八重瀬町港川漁港南東方沖 港川港第3号灯標から真方位301°60m付近 (概位 北緯26°07.4′ 東経127°45.9′)
インシデントの概要	ミニボート（船名なし）は、錨泊中、船外機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成30年1月10日、主管調査官（那覇事務所）を指名原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者、操縦免許 なし
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北東、風力 4、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の中央期
インシデントの経過等	<p>本船は、操縦者が1人で乗り、釣り場に到着した後、船外機を停止して錨泊しながら釣りをしていた。</p> <p>操縦者は、船外機の上部カバー頂部にある燃料油コックから燃料タンクに持ち運び式の予備燃料タンクで持参した燃料油を補給した。</p> <p>操縦者は、釣り場を移動する目的で、船外機の始動を試みたが始動しなかったため、118番に通報して救助を要請した後、船内に備えていたオールで漕いで港川漁港南東方沖の浅礁に本船を乗り揚げさせて、浅礁域を歩いて同漁港にたどり着いた。</p> <p>本船は、来援した巡視艇の搭載艇により港川漁港にえい航された。</p> <p>本船の船外機は、4サイクル1シリンダのガソリン機関であり、上部カバー頂部付近の船尾側側面にある空気取入口から取り入れられた空気が、キャブレターで燃料油と混合し、混合気をシリンダ内に送り、点火プラグで点火して混合気を燃焼させて運転される。</p>
分析	本船は、錨泊中、操縦者が、燃料油タンクに燃料油を補給した後、船外機を始動できなくなり、運航不能となったものと考えられるが、操縦者から十分な情報が得られなかったことから、船外機を始動できなくなった状況を明らかにすることはできなかった。
原因	本インシデントは、本船が、錨泊中、操縦者が、燃料油タンクに燃料油を補給した後、船外機を始動できなくなったことにより発生した

	ものと考えられる。
--	-----------